

◎東公民館の利用について

1 利用について

(1) 公民館は、以下に該当する場合は、利用できません。

- ①営利行為を目的とした利用
- ②政治活動を目的とした利用
- ③宗教活動を目的とした利用
- ④講師がグループの代表者となり参加者を募るなどの運営に関与すること
- ⑤中学生以下の者のみの利用
- ⑥施設管理上支障が生じられると思われるとき
- ⑦申請の内容と異なった利用が分かったとき
- ⑧公益を害する恐れがあるとき

(2) グループの利用は、原則1ヶ月に4コマまでです。

ただし、利用月の1ヶ月前に部屋が空いている場合には、4コマ以上利用できます。

(3) 利用できる時間は、以下のコマのとおりです。

- ①午 前・・・午前9時から正午まで（1コマ）
- ②午 後・・・午後1時から午後5時まで（1コマ）
- ③夜 間・・・午後6時から午後10時まで（1コマ）

（注意1）準備・片付けの時間も含みます。夜間は、午後10時までに必ず退館するようお願い致します。

（注意2）平日昼間の鍵の貸し出しは、利用できる時間の30分前から貸し出しします。

(4) 平日の夜間、土日・祝日の部屋利用については、以下のとおり鍵を取りに来館してください。（時間が過ぎてしまう場合は、ご連絡ください。）

- ①平日夜間利用・・・当日の午前8時30分から午後4時30分まで
- ②土日祝日利用・・・直前の平日午前8時30分から午後4時30分まで
鍵を受け取りにこられない場合は、部屋利用が出来ません。

2 団体登録について

(1) 東公民館を初めて利用されるグループは、「前橋市公民館利用団体登録申請書兼変更申請書（以下、「登録等申請書」とする。）」及び会員名簿を提出し、団体登録をしてください。

(2) 登録団体は、3名以上の人数で構成し、そのうち、前橋市内に在住・在勤・在学している人が構成員の半数以上としてください。

(3) グループの代表者は、前橋市在住、在勤または在学の高校生以上の方です。

- (4) 代表者、グループ名称等、登録等申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。
- (5) グループの会費や講師への謝礼金等について、公民館は生涯学習活動の場という観点を考慮して決めて下さい。また、誰でも入会できるようにしてください。
- (6) 登録等申請書及び会員名簿に記載の内容等について、後日確認させていただく場合があります。
- (7) 団体登録が済みませんと、予約の受付はできません。
- (8) 登録の有効期間は、原則、毎年3月31日までです。登録更新の手続きは、有効期間が切れる前に更新してください。

3 部屋利用について

- (1) 部屋に備えつけてある備品は、利用可能です。
- (2) 料理実習室を使用する場合は、フキン・雑巾などは各自で持参し、必ず持ち帰ってください。
- (3) 部屋利用後は、空調・照明の電源を切り、清掃をしてから、施錠して下さい。また、ごみは持ち帰ってください。
- (4) 鍵は、窓口に返却してください。夜間・土日祝日については、正面玄関横の鍵返却ポストに入れてください。
- (5) 部屋利用報告書を必ず記入し、提出してください。

4 駐車場について

正面玄関前の駐車スペースは、窓口・30分駐車用のスペースです。部屋利用で駐車する場合は、それ以外のスペースに駐車して下さい。駐車場が少ないため、場合によっては、詰め込みでの駐車をお願いすることもあります。また、部屋利用以外での駐車場利用は禁止です。

5 喫煙所について

館内は、駐車場を含め、敷地内全面禁煙です。携帯灰皿を持参していても、喫煙できません。電子タバコについても同様の扱いといたします。

6 利用予約について

公民館の利用予約は、団体登録後、IDと仮パスワードをメールにて発行しますので、システムから予約をお願いします。別紙【公民館部屋予約システムについて】を参照してください。